

参考例 1 6 宇治市住民基本台帳漏洩事件（最高裁 H14.7.11）

1. 事実

宇治市が住民基本台帳を利用したシステムの開発を民間業者に委託したところ、再々委託先のアルバイト従業員が住民 21 万人分の台帳（氏名、性別、生年月日、住所、転入日、転出日、世帯主名、続柄）をコピーして名簿業者に漏洩した、というケース。

最高裁は、実質的な指揮・監督関係があったものとして、宇治市の使用者責任を認め、市が住民 1 人あたり 1 万円の慰謝料の支払を命じた。

2. 宇治市の対応

- ・事件当時、契約書上では、「個人情報保護に配慮すること」程度しか定めていなかった。また、個人情報保護条例の施行 1 年前の事件（条例施行は平成 11 年 4 月。事件発覚は平成 11 年 5 月。行為は平成 10 年）であったため、罰則等は適用できなかった。
- ・当該事件の発覚を受け、個人情報保護条例施行後すぐに条例改正に着手。条例適用対象に委託先等の職員への罰則を設けるとともに、委託に伴う措置を追加。
- ・委託先の責任については示談。元請け、下請け、孫請け、行為者の 4 者に対して民事上の損害賠償請求で対応。実質的な損害についてのみ求償（この事件のために働いた職員の労働＋市民への説明のために市報の特別版を発行＋弁護士費用 合計 400 万を 4 者に対して求償）。
- ・個人情報保護の罰則等について民間委託先等も適用対象として法定することは当然と考える。事件後、再委託禁止の運用を強化している。
→事件後、下請けを原則禁止。やむをえない理由により下請けが必要な場合は、相手先法人及び従事者個人名を明確にするとともに、当該法人及び個人から個人情報保護に係る誓約書の提出を義務付け。

3. 宇治市個人情報保護条例

(委託等に伴う措置)

第 12 条 実施機関は、実施機関以外のものに委託する事務事業(地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 244 条の 2 第 3 項に規定する指定管理者(以下この条において「指定管理者」という。))が行う同法第 244 条第 1 項に規定する公の施設(以下この条において「公の施設」という。)の管理の業務を含む。以下この条において同じ。)に個人情報の取扱いが生ずる場合には、個人情報の保護に関し、必要な措置を講じなければならない。

2 前項に規定する場合において、実施機関は、当該委託契約(指定管理者が行う公の施設の管理の業務に関する協定を含む。)において、委託を受けたもの(指定管理者を含む。以下この条において「受託者」という。)が講ずるべき、個人情報の漏えい、き損及び滅失の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を明らかにしなければならない。

3 受託者は、受託した事務事業の範囲内において個人情報の適切な管理に必要な措置を講じなければならない。

4 実施機関は、受託者が受託した事務事業の範囲内における個人情報の取扱いにより当該個人の権利利益を侵害したことが明らかに認められる場合において、当該受託者に対して必要な措置を講ずることができ

5 受託者若しくは受託者であつた者又は受託した事務事業に従事している者若しくは従事していた者は、その事務事業に関して知り得た個人情報を正当な理由なく他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。

(罰則)

第 41 条 実施機関の職員若しくは職員であつた者又は実施機関の職員以外の者で実施機関の個人情報取扱事務に従事しているもの若しくは従事していたものが第 27 条の 2 第 1 項の規定に違反したときは、2

年以下の懲役又は 1,000,000 円以下の罰金に処する。

2 前項に掲げる者が次の各号のいずれかに該当するときは、1 年以下の懲役又は 500,000 円以下の罰金に処する。

(1) 第 27 条の 2 第 2 項又は第 3 項の規定に違反したとき。

(2) 第 27 条の 3 の規定による命令に違反したとき。

第 42 条 前条第 1 項に掲げる者以外の者が同項に掲げる行為をしたときは、1 年以下の懲役又は 500,000 円以下の罰金に処する。

2 前条第 1 項に掲げる者以外の者が同条第 2 項各号のいずれかに該当するときは、6 月以下の懲役又は 300,000 円以下の罰金に処する。

(両罰規定)

第 44 条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して前 3 条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

(不正な複製等の禁止)

第 27 条の 2 何人も、正当な理由がなければ、公文書又は電磁的記録媒体に記録された個人情報の全部又は一部を機器による印刷、写真、複写、録音、録画その他の方法により他の記録媒体に複製してはならない。

2 何人も、正当な理由がなければ、前項の規定に違反して記録媒体に複製された個人情報の全部又は一部を同項に掲げる方法により当該記録媒体以外の記録媒体に複製してはならない。以後の段階にわたる複製についても、同様とする。

3 何人も、正当な理由がなければ、個人情報記録された公文書若しくは電磁的記録媒体又は前 2 項の規定に違反して個人情報の全部又は一部が複製された記録媒体(以下「不正記録媒体」という。)を譲り受け、借り受け、所持し、譲り渡し、又は貸し渡してはならない。